

丹波市ふるさと寄附金事務包括支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

丹波市プロポーザル方式実施取扱要綱（平成 28 年告示第 191 号。以下「取扱要綱」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、丹波市ふるさと寄附金事務包括支援業務受託候補者を特定する手続きについて必要な事項を定める。

2 業務名

丹波市ふるさと寄附金事務包括支援業務

3 業務内容

丹波市ふるさと寄附金事務包括支援業務公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

4 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※業務の継続性の観点から 3 年間程度の特命随意契約を予定している。

※契約締結後から令和 8 年 3 月 31 日までは、引継ぎ及びシステム運用等の準備期間とし、この間の支払い義務は発生しないものとする。

5 委託料上限額

寄附金額の 8 %以内（消費税及び地方消費税を除く）

6 参加資格

応募者は参加意向申出書の提出日において、次に掲げる要件を満たしていること。ただし、提出後も委託契約締結までに要件を欠くような事態が生じた場合は、契約の対象としないものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）国税、市税を滞納していないこと。ただし、市税は丹波市の課税に限る。
- （3）丹波市指名停止基準（平成 18 年告示第 778 号）で規定する指名停止の措置を受けていないこと。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画の認可の決定を受けている者を除く）であること。
- （5）次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずるべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与していないこと。
 - ① 本業務にかかる評価委員会の委員
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並

- びに丹波市暴力団排除条例（平成 23 年丹波市条例第 53 号）第 8 条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定に該当しない者であること。
- (7) 本業務について、十分な業務遂行能力と本業務と類似の業務の受注実績を有すること。

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに対する質問がある場合は、質問書（様式 1）を電子メールで送信すること。

- (1) 提出期限 令和 7 年 9 月 12 日（金）正午
- (2) 提出書類 質問書（様式 1）
- (3) 提出先 丹波市ふるさと創造部総合政策課政策係
担当：浦川
電子メール：sougouseisaku@city.tamba.lg.jp

※メール送信時は、件名を「(質問) 丹波市ふるさと寄附金事務包括支援業務公募型プロポーザル（事業者の名称）」とし、添付ファイルとして送信すること。なお、送信後は必ず電話により到達の確認を行うこと。

電話番号：0795-82-0916

- (4) 質問への回答 令和 7 年 9 月 19 日（金）15 時以降、丹波市ホームページに回答を掲載する。

8 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）は次のとおり参加意向を申し出るものとする。丹波市は、提出書類を確認の上、参加資格確認の結果を参加資格確認結果通知書（様式 9）により通知する。

- (1) 提出期限 令和 7 年 9 月 29 日（月）正午 厳守
- (2) 提出書類 ① 参加意向申出書（様式 2）
② 会社概要書（様式 3）
③ 受注実績調書（様式 4）
④ 国税・市税の納税証明書（原本/市税は丹波市の課税に限る）（発行後 3 か月以内）

※丹波市の入札参加資格に登録していない事業所については、入札参加資格審査に必要な書類を提出すること。

（丹波市ホームページ 検索用 ID：9529【物品、役務】

<https://www.city.tamba.lg.jp/shigoto/nyusatsu/nyusatsu/2/9529.html>）

- (3) 提出部数 各 1 部
- (4) 提出方法 持参・郵送・電子メール（提出期限必着）とする。また、持参の場合は、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までの開庁時間内とする。

- (5) 提出先 〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市ふるさと創造部総合政策課政策係
担当：浦川
電子メール：sougouseisaku@city.tamba.lg.jp
※メール送信時は、件名を「丹波市ふるさと寄附金事務
包括支援業務参加意向申出書（事業者の名称）」とし、
添付ファイルとして送信すること。なお、送信後は必
ず電話により到達の確認を行うこと。
電話番号：0795-82-0916

9 企画提案書等の提出

企画提案書の作成にあたっては、仕様書を参照の上、次の書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年10月15日（水）正午 厳守
- (2) 提出書類 ① 提案書（様式5）
② 企画提案書（任意様式）
③ 業務計画書（様式6）
④ 実施体制（様式7）
⑤ 業務分担表（任意様式）
⑥ 業務見積書（様式8）
※企画提案書には、本業務に対する取組方針やアピールポ
イントなどを記載し、A4判横、左綴り、片面印刷で、
30ページ以内で作成すること。
※表紙には、「丹波市ふるさと寄附金事務包括支援業務公
募型プロポーザルに係る提案書」と提案者名を記載し、
目次を付し、それぞれのページに見出しを、ページ下部
にページ番号を付すること。
※企画提案書の提出は、1者につき1件とする。
- (3) 提出部数 紙媒体各10部（正本1部、副本9部）
電子媒体（CD-R等）1部
※副本の9部については、提案者を特定できる記述を伏せ
て提出すること。
- (4) 提出方法 持参、若しくは郵送（提出期限必着）とする。また、持参
の場合は、平日8時30分から17時15分までの開庁時間内
とする。
- (5) 提出先 〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市ふるさと創造部総合政策課政策係
担当：浦川

10 受託候補者の特定

- (1) 特定の方法等
- ① 特定の方法は、取扱要綱の定めによるプロポーザルとする。
- ② プロポーザルの審査は、丹波市ふるさと寄附金事務包括支援業務公募型
プロポーザル評価要領に定める方法により評価項目について評価委員が審

査し、本業務の受託候補者を選定し、丹波市工事業者等入札参加者審査会（以下、「入札審査会」という。）による審査の後、本業務の受託候補者として特定する。

- ③ 参加者が5者以上の場合は、企画提案書等により、1次審査を実施し、事務局で上位4者を選定する。また、審査結果は令和7年10月28日（火）以降に文書により通知する。
- ④ プレゼンテーション（2次審査）通知書（様式11）により参加の通知を受けた者は、指定された日時・場所においてプレゼンテーションを実施する。
- ⑤ 各評価委員は、企画提案書など提出された書類及びプレゼンテーションの内容に対して採点を行い、点数の高い者から評価順位をつけ、各評価委員の順位を合計し、その合計値が最も低い提案者を受託候補者として選定する。また、2番目に低い提案者を次点候補者とする。ただし、基準点（評価点の合計平均90点）に達した者がいない場合は、受託候補者の選定は行わない。
- ⑥ 順位の合計が最も低い受託候補者が2者以上ある場合は、評価項目得点の合計が高い者を受託候補者とする。
- ⑦ 前記の方式をもって比較しても差がない場合は、評価委員の多数決により選定する。
- ⑧ 企画提案書等を提出した者が1者のみであった場合は、その者を上記の評価基準に基づき審査した上で、協議し、入札審査会が認めた場合はその者を受託候補者として特定する。

（2）プレゼンテーション（2次審査）

- ① 令和7年11月12日（水）に丹波市役所本庁舎にて実施する。（詳細な場所・時間については、別途通知する。）
- ② 当日の出席者は3名以内とする。ただし、実務を担当するプロジェクトマネージャーやプロジェクトリーダーを必ず含めること。
- ③ 事前に提出のあった企画提案書等を基にプレゼンテーションを実施すること。（当日の資料提出は不可とする。）
- ④ 企画提案書等の説明は、1者あたり60分以内とし、企画提案書の説明者はプレゼンテーションを30分を行い、その後、評価委員によるヒアリングを30分実施する。
- ⑤ プレゼンテーションでは、企画提案書等の中で特に提案したい点や口頭で補足したい点、提案の背景などを求めるものとする。
- ⑥ 会場でのプレゼンテーションを基本とする。
- ⑦ 丹波市が用意するプレゼンテーション用機器は、次のとおりとする。ただし、使用については自由とする。
 - 65型液晶モニター1台
 - HDMI ケーブル・USB-TypeC ケーブル
- ⑧ 機器の設置はプレゼンテーション開始時間までに行うものとする。
- ⑨ 提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは、審査の対象としない。
- ⑩ 指定した時間に遅れた場合は失格とする。

- ⑪ プレゼンテーションは非公開とする。
- ⑫ 提案説明及び質疑応答については、音声の録音を行う。
- ⑬ プレゼンテーションの実施順序は、企画提案書の提出順とする。
- ⑭ 受託候補者の選定結果は、審査結果通知書（様式 12）の発送により通知する。
- ⑮ プレゼンテーションの審査結果は、丹波市ホームページにて公表する。

11 契約の締結

前記 10 により本業務の受託候補者として特定された事業者と契約の交渉を行うものとする。

なお、辞退その他の理由（地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなった場合又は丹波市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点候補者と契約の交渉を行う。

- （１）最終的な契約内容及び金額については、受託候補者と市の間で提案内容等を確認する場を設け、実現内容について精査・調整の上で仕様書を確定するものとする。
- （２）提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

※提案内容及び、見積金額のままで契約を行うものではない旨、十分に了承されたい。

12 提案を無効とする場合

次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- （１）プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下、「提出書類」という。）について、提出方法及び提出期日を守らなかった場合
- （２）提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- （３）見積額が委託料上限額を超えている場合
- （４）審査の公平性を害す行為があった場合
- （５）その他評価委員会が社会通念に照らし、無効にあたる事由があると認める場合

13 スケジュール

日 時	内 容
令和 7 年 8 月 27 日（水）	公募開始（告示）
令和 7 年 9 月 12 日（金）正午	質問書提出期限
令和 7 年 9 月 19 日（金）15 時以降	質問書に対する回答期限
令和 7 年 9 月 29 日（月）正午	参加意向申出書等提出期限
令和 7 年 10 月 15 日（水）正午	企画提案書等提出期限
令和 7 年 10 月下旬	書類審査（１次審査）、結果通知

令和 7 年 11 月 12 日（水）	プレゼンテーション（2 次審査）
令和 7 年 12 月上旬	審査結果通知
令和 8 年 1 月中旬	契約締結日
令和 8 年 1 月中旬～令和 8 年 3 月 31 日（火）	業務開始に向けた準備期間

14 その他留意事項

- （１）本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- （２）本プロポーザルでは、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- （３）提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- （４）提出書類は返却しない。
- （５）企画提案書等は、受託候補者の特定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- （６）参加意向申出書提出後、万が一辞退する場合は、辞退する旨とその理由を申し出ること。
- （７）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、丹波市情報公開条例（平成 16 年丹波市条例第 9 号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。また、企業活動における秘密事項で情報公開請求があった場合に開示を望まない部分については、該当箇所を明示しておくものとする。
- （８）提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- （９）審査経緯は公表しない。
- （10）審査結果に関する問い合わせ、不服及び異議申立てをすることができない。

15 問い合わせ先

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1 番地
 丹波市ふるさと創造部総合政策課政策係
 担当：浦川
 TEL：0795-82-0916 FAX：0795-82-5448
 電子メール：sougouseisaku@city.tamba.lg.jp